

令和3年度 高津小学校いじめ防止基本方針

1 「高津小学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめ防止等のための対策は、益田市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

さらには、いじめを受けた児童が、安心して相談できる体制を整備したり、学校内外の相談窓口の周知・広報に努めたりしなければならない。

そこで、すべての児童が安心して充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するために「高津小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する姿勢

- ・いじめは人権侵害にあたる重大な問題である。
- ・いじめは人間として絶対に許されない行為である。
- ・見て見ぬふりをすることも同様に許されない。

(3) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話（スマートフォン）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの未然防止

全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るためには、教育活動全体を通して人権意識を高め、全ての児童に「いじめは決して許されない。」ことへの理解を促し、お互いの人格を尊重し合い、困ったときに悩みを打ち明けられるような人間関係を構築する能力の素地を養っていく必要がある。

また、全ての児童が安心できる安全な生活空間・居場所としての学校づくり、基本的自尊感情をもつことができ、充実感が感じられる学校生活づくりに取り組む必要がある。

(1) いじめの未然防止の取組

- いじめの未然防止に関する取組は、生徒指導対応チームを中心に、情報を共有しながら全職員で協力し、学校全体で取り組む。
- 小中学校間の連携を一層進めるとともに、学校と家庭が連携・共働する体制を構築し、大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。
- 教育活動全般において、人権教育や道徳教育の充実を図ることで、豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、互いの人権を尊重する態度を養う。
- 生徒指導研修会では、教職員のいじめ問題等に関する認識の共有を図るために、児童を取り巻く状況や課題について情報を共有するとともに、校内の研修ではいじめに関する研修を行う。「いじめ問題対応の手引き（島根県教育委員会、H16.3）」
- 児童がインターネット等を通じて行われるいじめに巻き込まれないように、情報モラル教育を計画的に推進する。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部の専門機関を活用し、いじめ防止の啓発活動に取り組む。

(2) いじめの早期発見の取組

- 日頃の学校生活を通して児童との信頼関係を構築し、児童の心情理解につとめる。
- 毎学期実施している生活アンケート（アセスを含む）等を活用し、教育相談（あのねタイム）に生かす。

- 各種相談機関の電話相談窓口などについて周知を進めるとともに適切な利用について指導する。
- 家庭訪問や個人懇談などを通して、児童の学校内外の様子について、家庭と情報を共有する。

(3) いじめへの対処

①学校での対処

ア. いじめの発見、通報を受けたときの対応

発見・通告・相談を受けた教職員は、速やかに校長および生徒指導対応チームに報告する。その後はいじめ問題対策チームで関係児童から情報を収集し、事実確認を行う。その際には、対応を記録するとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談などの連携を行う。なお、いじめの認知は管理職を含めた組織で行う。

また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらわずに警察署と相談して対処する。

イ. いじめを受けた児童又はその保護者への支援

いじめを受けた児童といじめを知らせてきた児童の安全を直ちに確保し、事実関係の確認を行うとともに、心理状態についても把握に努める。いじめられた児童の保護者に対しては、事実関係の報告や対応等について情報を共有する。該当児童や保護者の必要に応じて心のケア等の対応や外部の専門家の協力を得ながら継続的な支援を行う。

ウ. いじめを行った児童又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめを行ったことが確認された場合、指導を行っていじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。また、いじめを行った児童の保護者に対して事実関係を連絡し、学校の指導に対して理解を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

エ. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの現場に居合わせた児童に対しては、事実確認の過程で自身と事象の関わりを振り返らせ、状況に応じた指導を行う。

オ. インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、ただちに本人に確認し、保護者に連絡をとり、関係機関と連携して適切に指導する。

②関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等との適切な連携が必要である。そのためにも、平素から情報を共有できる体制の構築を図ることが必要となる。

また、教育相談の実施にあたり、医療機関や教育センターなどの相談窓口についても

児童や保護者へ周知する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

学校は次に示す場合を、いじめの重大事態と受け止め、適切に対応する。

ア. いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

- ・児童が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

イ. いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

(2) 重大事態の対処

ア. 調査の趣旨及び調査主体について

重大事態が発生した際は、市教育委員会に迅速に報告する。教育長は、重大事態発生報告を受けてその事案の調査を行う主体やどのような調査組織にするか判断をする。

調査は、学校の「いじめ問題対策チーム」主体と教育委員会の「対策委員会」主体の場合が考えられるが、いずれの場合も、主体となる組織の判断に基づき教育委員会と学校が連携して進めるものとする。また、必要に応じて心理や福祉、法の専門家の専門知識を有する者を加えて対応し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

イ. 重大事態の調査内容について

いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることに十分配慮する。重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、だれから行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために、組織的に調査を実施し教育委員会へ報告をする。

質問紙等の実施により得られたアンケートについては、調査対象となる児童やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

なお、警察においても調査が行われる場合は、児童の心情の理解や負担の軽減に努める。

ウ. 重大事態の調査に関する情報提供について

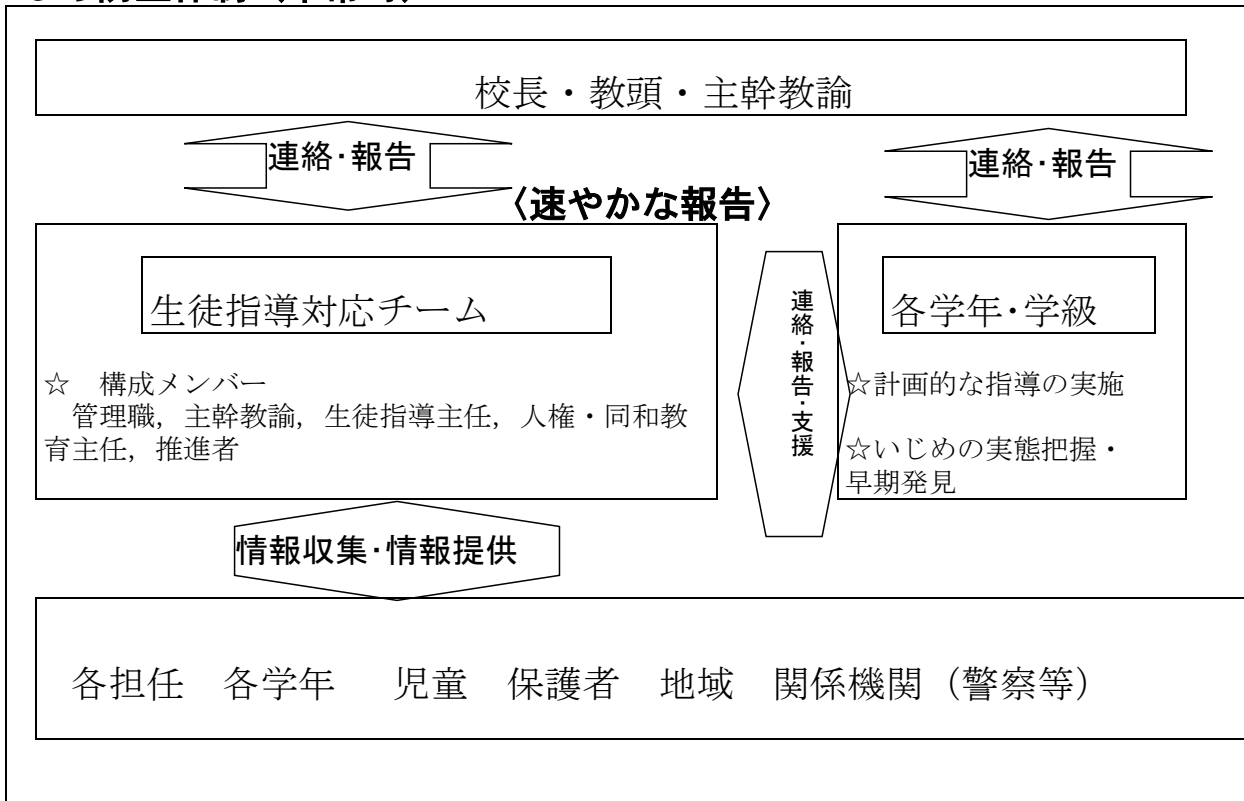
学校は、当該事案に係る児童やその保護者に対して、調査により明らかになっ

た事実関係について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。個人情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮する必要がある。

エ. いじめを受けた児童のために必要な措置

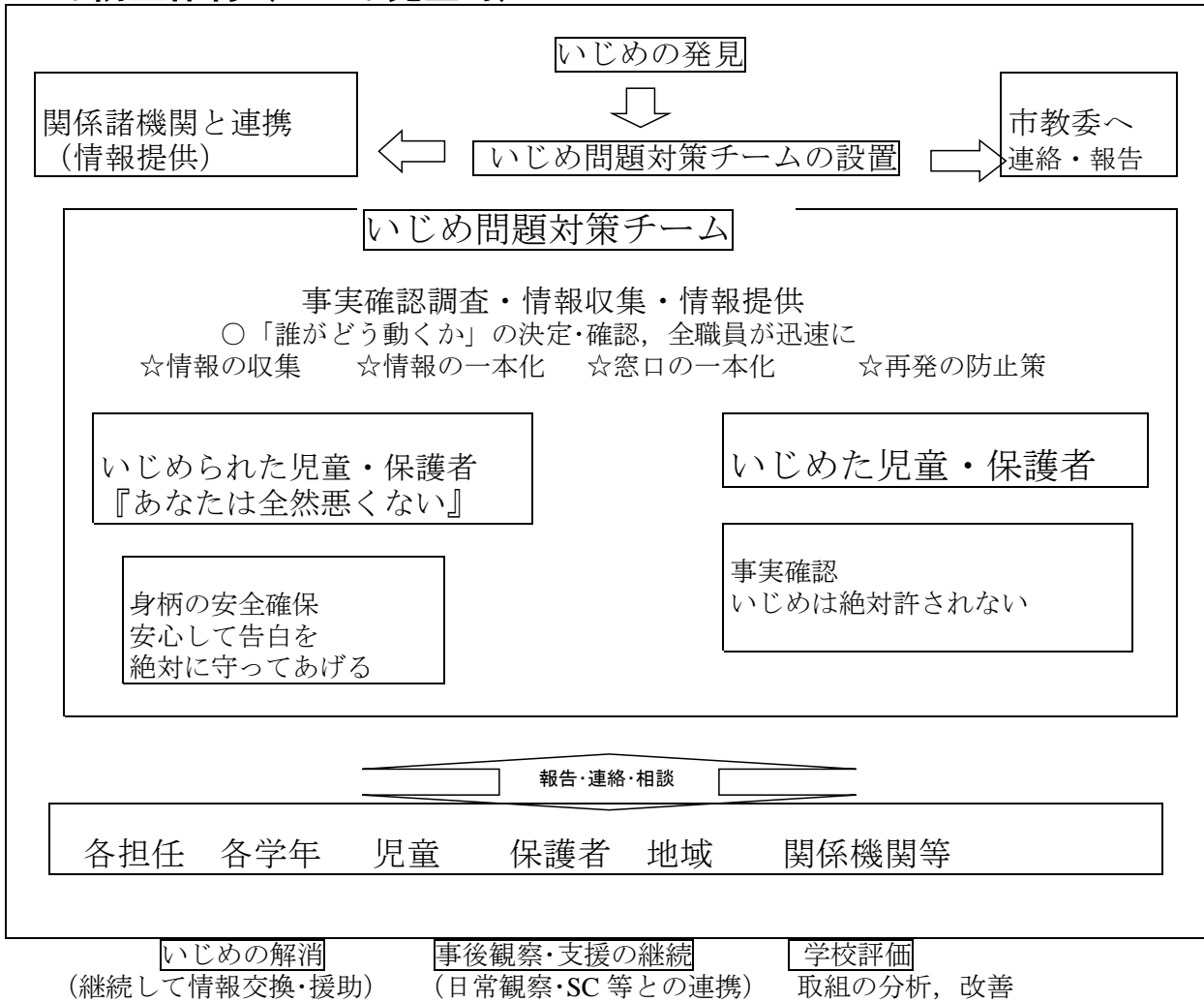
いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童の保護者に対して「学校教育法」第 35 条の規定に基づき、当該児童の出席停止を命ずるなど、適切な対応が考えられる。

いじめ防止体制（平常時）

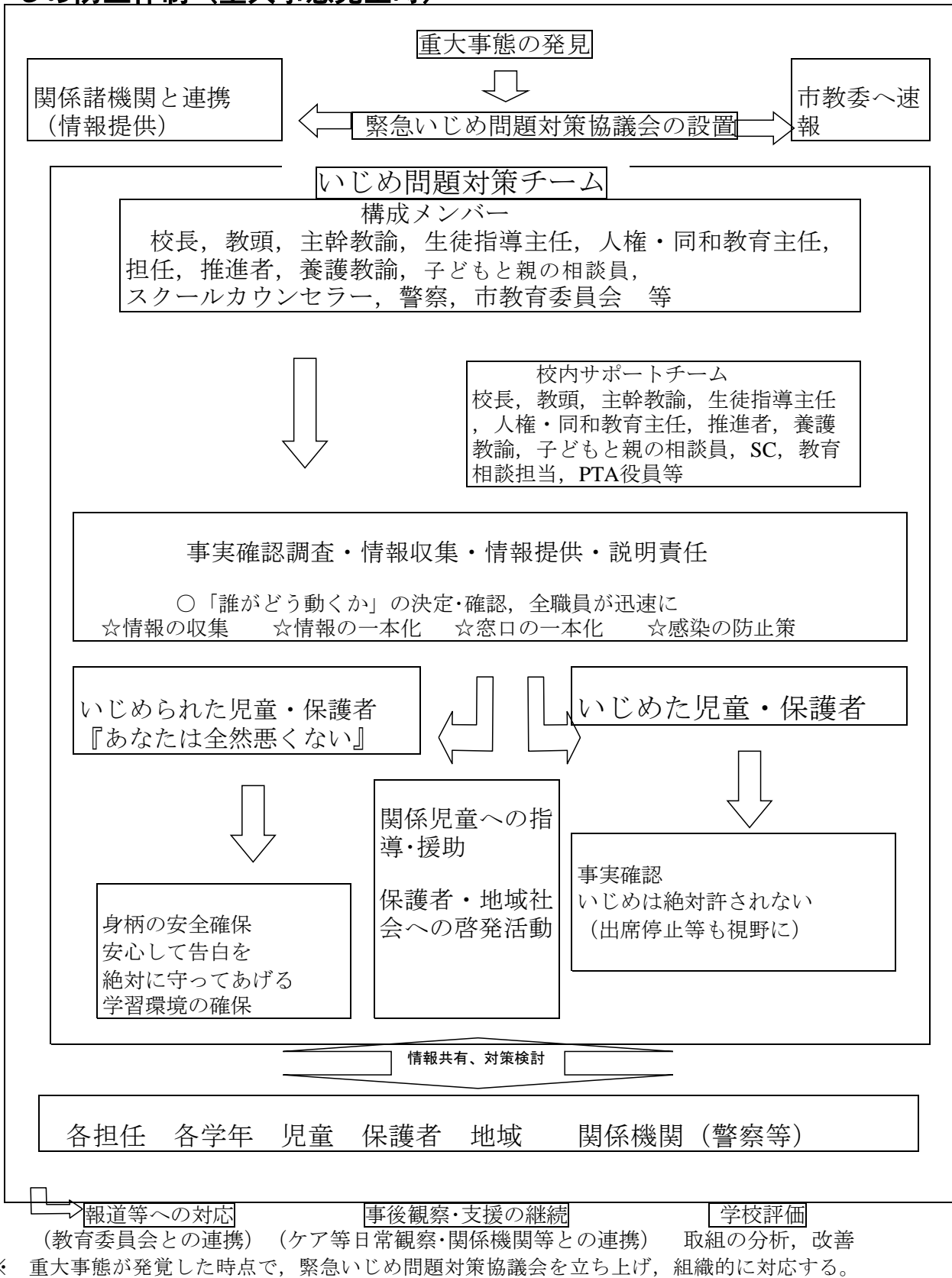


※ 「生徒指導対応チーム」等を組織し，いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また，同協議会が保護者や関係諸機関の窓口となり，日頃から協力体制を構築しておく。

いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめ防止体制（重大事態発生時）



※ 重大事態が発覚した時点で，緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ，組織的に対応する。